

道観構第 22006-05 号  
令和 4 年 6 月 20 日

各 位

公益社団法人北海道観光振興機構  
会 長 小 磯 修 二

「宗谷地域：トップ・オブ・ジャパン宗谷を巡るモデルルート構築事業」の委託に係る  
企画提案の公募について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は、当機構の事業推進に格別なご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当機構では、標記事業に係る委託業務について下記の通り企画提案を募集することといたしましたので、ご案内申し上げます。

敬具

記

1. 事業名

「宗谷地域：トップ・オブ・ジャパン宗谷を巡るモデルルート構築事業」委託業務

2. 参加表明

企画提案書提出の意向がある場合は、企画提案指示書 10.(1) に示す内容をメールでお知らせください。(様式なし、メール本文で可)

※参加表明期限：令和4年 6 月 27 日(月) 17時

3. 提出物について

企画提案書及び見積書(※ 詳細は、企画提案指示書を参照してください)

4. 今後のスケジュール

- (1) 参加表明締切 令和4年 6 月 27 日(月) 17時
- (2) 企画書提出締切 令和4年 7 月 11 日(月) 17時
- (3) 企画審査会 令和4年 7 月中旬予定
- (4) 契約書の締結 令和4年 7 月下旬予定

5. その他

事業に関する説明会は実施いたしません。

<問い合わせ先>

〒060-0003 札幌市中央区北 3 条西 7 丁目 緑苑ビル 1 階  
地域支援本部地域観光部 担当：大西  
電話：011-231-2900 fax：011-232-5064  
E-mail：ya\_onishi@visithkd.or.jp

## 「宗谷地域：トップ・オブ・ジャパン宗谷を巡るモデルルート構築事業」企画提案指示書

### 1. 委託業務名

「宗谷地域：トップ・オブ・ジャパン宗谷を巡るモデルルート構築事業」委託業務

### 2. 事業目的

日本のおっぺん（トップ・オブ・ジャパン）である北宗谷地域へ訪日外国人旅行者を誘客するために、従前、当地域に最も訪れていた台湾人観光客をポストコロナ時代のターゲットとして、当地域ならではのコンテンツを組み合わせる特定のテーマ・ストーリー等でまとめた北宗谷地域を周遊する観光客にとって魅力的なモデルルート等を新たに開発するとともに、当該モデルルートを案内するガイドの育成等の地元受入体制の整備を行う。

さらに、台湾からの観光客誘致の拡大を図るため、台湾チャーター便の誘致の取組を行う。

### 3. 委託期間

契約締結日から令和5年(2023年)3月10日(金)まで

### 4. 契約方法

公募型プロポーザル方式（価格考慮型）による随意契約

※企画内容提案に加えて価格についても審査基準の要素とします。

### 5. 予算上限額（消費税及び地方消費税相当額10%を含む。）

11,000千円

### 6. 業務内容及び実施方法

事業内容について対象となる地域へのヒアリング等を実施し、地域の意向を十分に踏まえた上で下記に例示する業務を基本とした事業を実施すること。また、新型コロナウイルス感染症の状況に十分配慮することとし、地域の意向を踏まえた上で柔軟に対応することとする。なお、事業効果を高めるものとして独自に提案する業務を付加することも可能とする。

《事業対象地域》

稚内市、猿払村、礼文町、利尻町、利尻富士町、豊富町、幌延町

《地域連絡先》

北海道宗谷総合振興局 商工労働観光課 主査 渡辺千尋 TEL 0162-33-2927

《メインターゲット》

台湾

《メインターゲット属性》

20～40代の夫婦、家族からなる団体旅行者、北海道旅行リピーター、自然体験に関心のある層。

## 《事業実施ステップ》

### STEP1：北宗谷地域を周遊するモデルルート等の開発

北宗谷地域ならではの観光資源を活用したモデルルート等の開発と、モニターツアーの実施による磨き上げ。

### STEP2：旅行会社等との商談

開発したモデルルートを活用した旅行商品に係る旅行会社等との商談。

### STEP3：台湾チャーター便の誘致

旅行会社等の活用による台湾チャーター便の誘致。

### STEP4：地元受入体制の整備

台湾人観光客を受け入れるための、地域の受入体制の整備（ガイド育成・セミナーの実施）。

### STEP5：パンフレット等の作成

モデルルート等を案内するためのパンフレット等の作成。

## (1) 滞在コンテンツ造成事業

- ① 各地域のコンテンツに関する情報収集を行い、素材集等として集約する。

【対象者】各市町村・観光協会担当者、受託事業者

【開催回数】1回

※対象者・開催回数については、事業内で変更の可能性あり

- ② モデルルートの開発等など、事業実施に関して必要な事項を検討するため、地域関係者が集まるワークショップを開催する。

【対象者】各市町村・観光協会担当者、受託事業者

【開催回数】4回

【内容】第1回 各地域から収集したコンテンツ情報を元に、モデルルート開発の検討

第2回 開発したモデルルートについて、専門家からの意見聴取・内容改善、モニターツアーの内容検討

第3回 モデルルートを用いたモニターツアーの結果について、専門家からの意見聴取

第4回 モデルルートを用いた旅行プランの作成

\*対象者・開催回数・内容については、事業内で変更の可能性あり

- ③ 専門家を活用して、北海道への旅行需要を持つ台湾人観光客をターゲットとした、北宗谷地域を周遊可能なモデルルート等を開発する。

【対象者】各市町村・観光協会担当者、地域関係者、受託事業者、専門家

【開催回数】1回

※対象者・開催回数については、事業内で変更の可能性あり

- ④ 専門家又は旅行会社等を招請し、開発したモデルルート等を用いたモニターツアーを実施し、旅行商品の造成にむけてモデルルートの磨き上げを行う。

専門家とは、以下の知識を有する台湾人有識者、台湾人向けに営業等を行っている旅行会社等に所属する者、又は台湾からの訪日団体旅行者向けにサービスを提供している日本国内のランドオペレーター等を想定。

- ・台湾人観光客（特に、団体旅行者）のニーズを把握していること。

・ツアー実施に係わる諸知識を有していること。

※新型コロナウイルス感染症に係わる現状を鑑み、招聘する専門家は日本国内在住の者を想定

【対象者】各市町村・観光協会担当者、地域関係者、受託事業者、専門家

【開催回数】1回

※対象者・開催回数については、事業内で変更の可能性あり

※活用する地域資源

- ・利尻礼文サロベツ国立公園をはじめとする自然環境・景観や、自然環境等を活かしたアドベンチャー・スポーツフィールド（サイクリング、カヌー、トレッキング、スノーシュー、カーリング、スノーカイトなど）
- ・当地域の主要産業である水産業・酪農業等を活かした食資源
- ・豊富温泉等の各地域の温泉
- ・旧瀬戸邸や猿払のホタテ漁、利尻島の漁業遺産、秘境駅など当地域に関わる歴史・文化等の観光資源（詳細は、事業着手後の協議において議論し、決定する。）

## （2）受入環境整備事業

- ① 滞在コンテンツ造成事業により造成したモデルルート等を案内するためのパンフレット等の作成。※作成したパンフレットのデータは、地域の観光サイト等へ掲載する。
- ② 滞在コンテンツ造成事業で作成したモデルルート等に関係する地域事業者に向けて、台湾人観光客を迎え入れる際の接遇・応対方法（例えば、台湾人の生活習慣、文化、行動様式等を踏まえた適切なおもてなし方法）などを伝えるセミナー等を開催。

【対象者】観光関連事業者等

【開催回数】2回

【内容】第1回 台湾人観光客向けおもてなし方法を学ぶセミナー（稚内開催）

第2回 台湾人観光客向けおもてなし方法を学ぶセミナー（離島開催）

※対象者・開催回数・内容については、事業内で変更の可能性あり

- ③ 滞在コンテンツ造成事業で作成したモデルルート等を案内するための、地元ガイドを育成するセミナー（例えば、各市町村のガイドを対象として、北宗谷の全体をガイドできるように育成するセミナー）又は、他地域からガイドを呼び込むためのガイド人材誘致セミナー等を開催。

【対象者】地域で観光ガイドを行っている事業者・個人等

【開催回数】1回

※対象者・開催回数については、事業内で変更の可能性あり

## （3）旅行商品流通環境整備事業

滞在コンテンツ造成事業で作成したモデルルートを活用した旅行商品造成や、台湾からの国際線チャーター便誘致に係る旅行会社等の招請・商談の実施

- ① 想定する旅行会社：雄獅旅行社、昇龍旅遊社、太平洋旅行社、酷遊天国際旅行社、JTB 台湾、台湾近畿国際旅行社等から数社。
- ② 旅行会社の特性や選定基準：台湾の大手旅行会社である雄獅旅行社のほか、チャーター便を

活用した旅行商品販売実績のある旅行会社や、過去に当宗谷地域と関係があった旅行会社等を想定。

※新型コロナウイルス感染症の感染状況により海外からの旅行会社等の招請が難しい場合には、ターゲット国の旅行会社等に旅行商品を提供している日本国内の旅行会社やランドオペレーター等を招請する。

#### (4) 目標と成果指標

##### ① 滞在コンテンツ造成事業

アウトプット：モデルルート開発数 7件（2023年3月時点）

稚内・利尻島・礼文島ルート、豊富・幌延ルート、稚内・猿払ルート等の各ルートを基幹として、合計7種のモデルルート造成を行うことを想定。

アウトカム：モデルルートを活用した商品の販売数 14件以上（2023年3月時点）

モデルルートを活用した商品を掲載したWEBサイトの閲覧数 2,100PV以上（2023年3月時点）

##### ② 受入環境整備事業

アウトプット：作成するパンフレットの配布数 10,000部（2023年3月時点）

台湾人観光客受け入れセミナーの参加者 76名（2023年3月時点）

台湾人観光客向けガイド育成セミナーの参加者 12名（2023年3月時点）

アウトカム：モデルルートを活用した商品の販売数 14件以上（2023年3月時点）

モデルルートを活用した商品を掲載したWEBサイトの閲覧数 2,100PV以上（2023年3月時点）

##### ③ 旅行商品流通環境整備事業

アウトプット：招請する旅行会社数 3社（2023年3月時点）

旅行会社との商談回数 3回（2023年3月時点）

アウトカム：モデルルートを活用した商品の販売数 14件以上（2023年3月時点）

モデルルートを活用した商品を掲載したWEBサイトの閲覧数 2,100PV以上（2023年3月時点）

#### (5) 旅行者の混雑や密の低減への対応

① 事業実施においては、「新北海道スタイル」や各種ガイドラインを順守し、体調管理・マスク着用・密を避ける等の基本的な感染症対策を実施。

② 「新北海道スタイル」や各種ガイドライン等を遵守している施設を利用。

#### (6) 事業実施報告書の提出

受託者は本事業の終了後、事業の実施内容とその成果等についてまとめた報告書を作成し、紙、及び電子データにて提出すること。

### 7. 企画提案応募条件等

(1) 単独法人又は複数の法人等(法人及び法人以外の団体を含む)による連合体(以下「コンソーシアム」という。)であること。

- (2) コンソーシアムは構成員の中で1人以上、単体企業等は自らが必ず旅行業法に基づく旅行者の登録を受けていること。
- (3) 単独法人及びコンソーシアムの構成員は、次の要件を全て満たしていること。
- ① 北海道に本社もしくは事業所等(本事業を実施するために設置する場合を含む。)を有する法人、又は特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)に基づく特定非営利活動法人であること。ただし、宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人、暴力団又は暴力団員の統制下にある法人を除く。
  - ② 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に規定する者でないこと。
  - ③ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定による競争入札への参加を排除されている者でないこと。
  - ④ 北海道の競争入札参加資格者指名停止事務処理要領(平成4年9月11日付け局総第461号)第2第1項の規定による指名停止を受けていないこと。また、指名停止を受けたが、既にその停止の期間を経過していること。
  - ⑤ 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)又は暴力団関係事業者(暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他同条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。)に該当しない者であること。また、暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
  - ⑥ コンソーシアムの構成員が単独企業、法人以外の団体又は他のコンソーシアムの構成員として、この企画提案(プロポーザル)に参加する者でないこと。
- (4) コンソーシアムにおいては、(2)、(3)の要件の他、次のいずれの要件も満たすこと。
- ① コンソーシアムを構成する企業間に明確な契約が存在すること。
  - ② 委託を受けた事業が完了した日の属する年度の終了後5年間、会計帳簿等の関係書類の保存について責任の所在が明確であること。

## 8. 審査基準

企画提案は次の項目を審査し、総合的に判断する。

- (1) 企画提案の目的適合性  
実施内容が、事業目的を達成させるために効果的であるか。また、実施内容は、事業の目的に資するものか。
- (2) 実現性  
事業の組み立てに具体性があり、実現可能な内容・スケジュールとなっているか。
- (3) 業務遂行能力  
事業実施のためのノウハウを備えており、業務を遂行する能力があると判断できるか。
- (4) 経済合理性  
費用対効果が高い提案となっているか。

## 9. 事業者決定までのスケジュール

- 令和4年(2022年)6月27日(月)17時 参加表明 締切  
令和4年(2022年)7月11日(月)17時 企画提案書 提出期限  
令和4年(2022年)7月中旬 企画提案の審査(審査会)  
令和4年(2022年)7月下旬 委託事業者決定・事業説明会・契約  
令和5年(2023年)3月10日(金) 全事業終了、事業報告書作成提出、精算。  
※企画提案事業説明会は開催せず質疑についてはメールでの受付、回答とする。

## 10. 企画提案書の提出

- (1) 参加表明 令和4年(2022年)6月27日(月)17時 締切  
※特に様式はなく、メール本文で可(E-mail:ya\_onishi@visithkd.or.jp)とするが、以下の①～⑥の内容を記載のこと。  
①単独法人名又は法人名(コンソーシアムの場合はコンソーシアム名、幹事社名)、代表者名  
②所在地 ③電話番号 ④FAX番号 ⑤担当者名 ⑥連絡用メールアドレス  
※コンソーシアム又は協力会社がある場合は、それぞれにつき、上記①～⑥の内容を記載。
- (2) 提出期限 令和4年(2022年)7月11日(月)17時
- (3) 提出場所 札幌市中央区北3条西7丁目1-1 緑苑ビル1階  
公益社団法人北海道観光振興機構  
地域支援本部地域観光部(担当:大西)
- (4) 提出部数 8部(会社名、業務従事者氏名を記載したもの1部、記載しないもの7部)
- (5) 提出方法 提出場所に持参又は郵送(※ファクシミリ、メールでの提出は不可)  
※郵送の場合、提出期日までに到着しないものは受理しない。  
※提出の企画提案書は期日までに別途データでも提出すること。電子メール、ROM等の記録媒体など手法は問わない。なお、電子データのみでの納品は認めない。(電子データで納品する企画提案書については事業者名、氏名等を記載しないもののみでも可)

## 11. 企画提案書作成上の留意点

- (1) 様式の規格はA4判サイズとし、冒頭に企画提案書の全体構成を記載し、企画提案書の頁数は全体で30頁以内とすること。
- (2) 企画提案書の作成にあたっては、企画提案の考え方のほか、下記の項目について記載すること。
- ① これまでの事業実績  
提案者の業務内容及び本事業類似事業の実績について過去3年分を記載すること。
- ② 業務実施体制  
当該事業の業務実施体制について、業務担当者をはじめとする企画提案者の体制のほか、協力会社等を明記し、具体的に記載すること。なお、本事業は実施内容が多岐にわたり、業務量が多くなることが予想されるため、実施体制については特に詳細に記載すること。  
なお、提案者名を記載した企画提案書の1部にのみ業務担当者名及び協力会社名を記載し、

残りについては、「A」、「B」等の表現を用いて記載すること。

③ 業務スケジュール

委託業務開始から終了までのスケジュールを具体的に記載すること。

④ 見積書

ア. 本企画提案指示書 6. 事業内容及び実施方法に記載している(1)～(3)の事業で明示している項目に沿って①～②等実施項目毎の見積額及び当該事業合計額での見積書を作成する事。但し人件費を含む金額とする事。

イ. 宿泊費・交通費・謝金等の経費明細は不要。

見積書 例…(1)滞在コンテンツ造成事業

① ワークショップ開催	4回	〇〇〇,〇〇〇円
② モニターツアー実施	1回	〇〇〇,〇〇〇円
(2)受入環境整備事業		
① パンフレット作成費 10,000部		〇〇〇,〇〇〇円
② 接遇、応対セミナー開催	2回	〇〇〇,〇〇〇円
③ 地域ガイド育成セミナー	1回	〇〇〇,〇〇〇円
(3)旅行商品流通環境整備事業		
① 旅行会社招聘	3社	〇,〇〇〇,〇〇〇円
② 旅行商品 WEB 掲載料		〇,〇〇〇,〇〇〇円
(4)一般管理費		〇〇〇,〇〇〇円
(5)調整額		▲〇〇〇,〇〇〇円
合計		〇〇,〇〇〇,〇〇〇円

※当方が求める内容と齟齬がなく、的確な提案を受けることができるよう記載を工夫すること。

1 2. 企画提案に関する審査

企画提案書の内容について、プレゼンテーション及びヒアリング（以下「審査会」という。）を実施する。

- (1) 日時及び場所については、別途通知する。
- (2) 審査会に参加されない場合は棄権とみなす。
- (3) 審査会時の追加資料の配付については認めない。
- (4) 4者以上の審査対象者がいる場合は予め書面審査を行い、上位3者を最終的な審査対象者とする。

1 3. 留意事項

- (1) 企画提案書の作成・提出に係る費用は企画提案者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書は返却しない。
- (3) 提出期限を過ぎての企画提案書の提出、資料の追加及び差替えは認めない。
- (4) 公平性、透明性、客観性を期するため、提出された企画提案書を公表する場合がある。



- (5) 業務内容の詳細については、企画提案の内容を基本として、北海道観光振興機構と受託者が協議して決定するものとする。
- (6) 業務遂行にあたっては、北海道観光振興機構との連携・調整を密に行うとともに、迅速かつ的確な対応及び効率的な手法により十分な成果が得られるよう努める。
- (7) この企画提案指示書の内容に疑義が生じたときや定めのない事項については、北海道観光振興機構と受託者が協議のうえ、処理するものとする。
- (8) 著作権、肖像権等に関して、権利者の許諾が必要な場合は、受託事業者において必要な権利処理を行うこと。
- (9) 委託契約に係る業務処理に伴い発生する特許権、著作権その他すべての権利は、北海道観光振興機構に帰属するものとする。
- (10) 手続きで使用する言語及び通貨は、日本語及び日本円とする。
- (11) 受託者選定後の契約行為に関し発生する費用は、受託者において負担するものとする。
- (12) 受託者は、契約前に地域への説明会を実施すること。但し、その際に発生する費用は、受託者において負担するものとする。
- (13) 本事業は観光庁が令和4年度に実施する「令和4年度訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金」を活用する。このため、受託事業者は本指示書及び、観光機構より別途指示する観光庁が示す要綱に沿った業務遂行とすること。尚、支援内容や支援見込金額の変更・支援対象外の事象が判明した場合等には、本募集・選定手続については変更・中止する場合がある。

#### 1 4. 問い合わせ先

公益社団法人北海道観光振興機構

地域支援本部地域観光部 担当：大西

電話：011-231-2900 FAX：011-232-5064

E-mail：ya\_onishi@visithkd.or.jp